

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 5 0 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

悪質・危険運転者に対する行政処分の特例手続の一部改正について（例規）

みだしのことについては、これまで「悪質・危険運転者に対する行政処分の特例手続について（例規）」（平成31年3月19日付け秋本運第214号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されたことから、所要の改正を行い、令和7年3月24日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

記

1 趣旨

酒酔い運転をはじめとする、1回の違反行為により運転免許の取消し又は90日以上効力の停止の処分に該当する悪質・危険な違反行為により逮捕された運転者（以下「悪質・危険運転者」という。）に対し早期に処分執行することにより、道路交通の安全を確保することを目的とする。

2 特例手続を適用する違反行為

次の違反行為をし、逮捕された者に本手続を適用する。ただし、人身事故（そのおそれのある事故を含む。）を伴う違反行為を除くものとする。

- (1) 酒酔い運転
- (2) 酒気帯び運転（その他の違反行為を伴う酒気帯び運転を含む。）
- (3) 無免許運転（免許外及び停止処分中の運転に限り、余罪が見込まれる場合を除く。）
- (4) 大型自動車等無資格運転（余罪が見込まれる場合を除く。）
- (5) 速度超過（50キロメートル毎時以上）
- (6) 共同危険行為等禁止違反
- (7) 麻薬等運転

3 事務処理要領

(1) 事案の通知

交通部交通指導課長は、別に定める規定に基づき、警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）から悪質・危険運転者に係る報告を受理した場合は、当該報告に係る報告書の謄本を交通部運転免許センター長（以下、「免

許センター長」という。)に送付することにより通知するものとする。

(2) 違反登録

免許センター長は、(1)による通知に基づき、「運転免許の行政処分に関する事務処理要領の一部改正について(例規)」(令和7年3月21日付け秋本運第51号。以下「行政処分事務処理要領」という。)に規定する行政処分書を作成し、違反登録を行うものとする。

(3) 関係書類の送付

警察署長等は、行政処分事務処理要領に規定する事実の証明に必要な関係書類の送付については、事件捜査終了前であっても、速やかに免許センター長に送付するものとする。

(4) 処分執行

免許センター長は、悪質・危険運転者に対する処分執行について、行政処分事務処理要領に規定する手続に基づいて処分執行することとなるが、悪質・危険運転者を早期に排除し、道路交通の安全を確保する目的を達成するため、速やかに処分執行手続を行うものとする。

この担当 運転免許センター行政処分係 (735-262)